確定申告は3月15日(金)までに

平成24年分の所得税の確定申告と納税は3月15日(金)が期限です。

消費税の申告については、4月1日(月)が期限です。

自身で所得と税額を正しく計算して、早めに申告をしてください。

なお、申告書の提出は郵送が便利です。

問合せ先

・**確定申告に関する問合せ先**
刈谷税務署　☎21-6211
※電話は自動音声により案内しておりますので、問い合わせ内容に応じた番号を選択してください。

・**市民税・県民税申告に関する問合せ先**
市役所税務グループ　☎52-1111（内線246・247・253）

所得税の確定申告

会場　刈谷税務署（刈谷市若松町1丁目46番1　刈谷合同庁舎内）

とき　2月14日(木)～3月15日(金)（土・日曜日を除く）

※2月24日・3月3日の日曜日は開設します。（午前9時～午後5時）

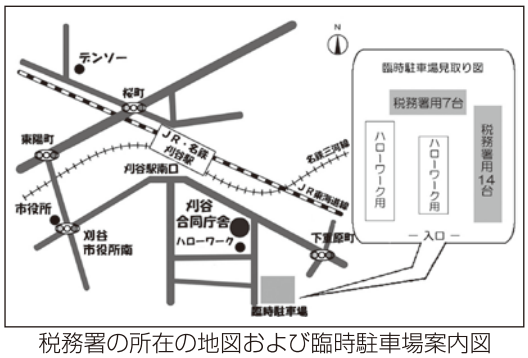

税務署の所在の地図および臨時駐車場案内図

・臨時駐車場は**駐車可能台数21台**のため、大変混雑が予想されます。公共交通機関を利用してください。

※臨時駐車場は2月1日(金)～3月29日(金)に限り利用可能。

◆確定申告書

添付書類は、「添付書類台紙」に貼ってください。

◆贈与税申告について

平成24年分の申告から電子申告（e-Tax）を利用して申告できるようになりました。

◆東日本大震災の被害を受けて避難している方

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難している方の国税に関する相談は、最寄りの税務署で行うことができます。

◆記帳・帳簿などの保存制度について

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

◆公的年金を受給している方

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得が20万円以下である場合には確定申告する必要がなくなりましたが、住民税の申告は、従来どおり必要となります。

この場合も、所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

◆住宅借入金等特別控除を受ける方

住宅ローンを利用してマイホームの新築・購入をして、平成24年中に入居した場合で一定の要件を満たすときは住宅借入金特別控除を受けることができます。控除を受けるための要件など、不明な点は税務署に問い合わせてください。

◆税務署に行かなくても確定申告ができます

所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用して簡単に作成することができます。24時間いつでも確定申告書が作成でき、プリンターで印刷（白黒印刷可）して、そのまま提出ができるため、大変便利です。

要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者（特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていない方で、平成24年12月31日現在、要介護認定を受けている場合は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

おむつ使用にかかる費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても「市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であること、および尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までどおりの取扱いとなりますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

＊　＊　＊

問合せ先
いきいき広場内介護保険グループ
☎52-9871